

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年三月六日奈良県指令建第一一〇一四一四一号

令和五年五月二十三日奈良県指令建第一一〇一四一四一四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年六月二十九日建第一〇一五一二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年六月二十九日建第五八二七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市岩室町四三番一及び四三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町五五二番地

三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市岩室町四三番一の一部及び四三番三

下水道 天理市岩室町四三番一及び四三番三の各一部